

静岡県公安委員会規程第1号

探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年1月4日

静岡県公安委員会委員長 生座本 磯 美

探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程の一部を改正する規程
探偵業の業務の適正化に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程（平成19年静岡県公安委員会規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(報告又は資料の提出の要求)</u></p>
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 法第13条第2項の規定による立入検査をする警察職員の身分を示す証明書の様式は、<u>様式第1号</u>のとおりとする。</p>	<p>第2条 法第13条第1項の規定による探偵業者に対する報告又は資料の提出の要求は、<u>様式第1号</u>による資料等提出要求書により行うものとする。</p>
<p>(指示)</p> <p>第3条 法第14条に規定する探偵業者に対する指示は、<u>様式第2号</u>による指示書により行うものとする。</p>	<p>(身分証明書)</p> <p>第3条 法第13条第2項の規定による立入検査をする警察職員の身分を示す証明書の様式は、<u>様式第2号</u>のとおりとする。</p>
<p>(営業の停止命令)</p> <p>第4条 法第15条第1項に規定する探偵業の停止の命令は、<u>様式第3号</u>による<u>探偵業停止命令書</u>により行うものとする。</p>	<p>(指示)</p> <p>第4条 法第14条に規定する探偵業者に対する指示は、<u>様式第3号</u>による指示書により行うものとする。</p>
<p>(営業の廃止命令)</p> <p>第5条 法第15条第2項に規定する営業の廃止の命令は、<u>様式第4号</u>による<u>営業廃止命令書</u>により行うものとする。</p>	<p>(営業の停止命令)</p> <p>第5条 法第15条第1項に規定する探偵業の停止の命令は、<u>様式第4号</u>による<u>営業停止命令書</u>により行うものとする。</p>
<p>(探偵業届出証明書の返納)</p> <p>第6条 府令第4条第3項及び第4項の規定に基づき探偵業届出証明書を返納する者は、<u>様式第5号</u>による探偵業届出証明書返納届によ</p>	<p>(営業の廃止命令)</p> <p>第6条 法第15条第2項に規定する営業の廃止の命令は、<u>様式第5号</u>による<u>営業廃止命令書</u>により行うものとする。</p>
	<p>(探偵業届出証明書の返納)</p> <p>第7条 府令第4条第3項及び第4項の規定に基づき探偵業届出証明書を返納する者は、<u>様式第6号</u>による探偵業届出証明書返納届によ</p>

り公安委員会に対して返納するものとする。

り公安委員会に対して返納するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第5号中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第4号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第3号中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第2号中「(第3条関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第1号中「(第2条関係)」を「(第3条関係)」に改め、同様式を様式第2号とし、附則の次に次の1様式を加える。

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

資料等提出要求書

住 所

商号、名称又は氏名

殿

静岡県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告又は資料の提出を要求します。

記

営業者の商号、名称又は氏名 (法人にあつては、代表者の氏名)	
営業者の住所又は所在地	
営業所の名称	
営業所の所在地	
報告を求める事項又は提出を 求める資料及びその理由	
報告又は提出の期限	年 月 日

附 則

この規程は、公布の日から施行する。